

みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣	耕	太 郎
三重県監査委員	内	田	典 夫

住民監査請求について

令和 4 年 10 月 4 日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

令和 4 年 10 月 4 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

1 請求の要旨

- (1) 三重県教育委員会教育長及び県立稲生高等学校長等は、学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）である県立稲生高等学校の敷地（以下「当該学校敷地」という。）に、外部団体である「三重県立稲生高等学校同窓会」が提供するバス（以下「当該バス」という。）と、教職員個人の所有するマイクロバス（以下「当該マイクロバス」という。）を長年にわたり、無償で駐車させることを黙認ないし許可してきた。
- (2) これらの行為は、適法な手続を踏まない教育財産の目的外使用（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項に規定する使用をいう。以下同じ。）であり、本来徴収されるべき教育財産の使用料の未徴収により、1 台当たり月額 2 万円と仮定すると、合計で年間 48 万円の損害を県に与えたことになる。
- (3) 県立学校の敷地は、住民の一般的共同利用に供することを本来の目的とする公共用財産に属する行政財産である。県立学校の敷地を当該バス及び当該マイクロバスの駐車場として常時使用することは、教育財産の目的外使用に当たり、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定では、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」とされている。

(4) しかし、三重県教育委員会教育長及び県立稲生高等学校長等は、三重県教育財産規則（昭和 42 年三重県教育委員会規則第 8 号。以下「教育規則」という。）で定められている目的外使用に係る手続を適法に踏まず、許可権限を有していない県立稲生高等学校長（以下「当該学校長」という。）の判断により、当該学校敷地の当該バス及び当該マイクロバスの駐車を長年にわたり漫然と黙認又は承認し、使用料（駐車料金）を徴収してこなかった。これらの行為は、明らかに違法又は不当である。当該学校敷地内に当該バス及び当該マイクロバスを駐車するのであれば、正規の手続を踏まえ、教育財産の使用許可を行った上で、使用料（駐車料金）を徴収すべきである。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 4 年 10 月 14 日に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

当該バス及び当該マイクロバスが、当該学校敷地に駐車されていることに係る使用料が徴収されていないことについて、違法又は不当に徴収を怠る事実があるか否かを監査対象事項とした。

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 監査対象部局に対する調査の実施等

令和 4 年 10 月 19 日、請求人及び監査対象部局宛てに陳述の機会を 11 月 8 日に設けた旨通知した。

令和 4 年 10 月 24 日、請求人から陳述を希望しない旨の文書が提出された。

令和 4 年 10 月 27 日、監査対象部局に対する調査を実施した。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査、関係書類の調査及び関係法令の照合等を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 当該バス及び当該マイクロバスの利用状況等について

ア 当該バスについて

当該バスは、県立稲生高等学校のサッカー部顧問である教職員が外部に運転を依頼し、およそ週 1 回、サッカー部の対外試合や大会出場時に生徒を輸送するために使用している。

イ 当該マイクロバスについて

当該マイクロバスは、県立稲生高等学校の水球部顧問である教職員（以下「水球部顧問」という。）が運転し、およそ週 5 回、水球部の学校外のプールでの練習や県外遠征時に生徒を輸送するために使用している。

ウ 当該バス及び当該マイクロバスの管理等について

(ア) 駐車場所

部活動において使用されていない場合、当該バスは、当該学校敷地の体育館付近の空きスペースに、当該マイクロバスは、特別教室棟付近の駐車スペースに駐車されている。

(イ) 所有者及び維持管理費等の負担

当該バスについては、三重県立稲生高等学校同窓会（以下「同窓会」という。）の元会長の関係会社が所有者であり、維持管理費は同窓会が負担している。

当該マイクロバスについては、水球部顧問が所有者であり、維持管理費は水球部顧問が負担している。

なお、県教育委員会及び当該学校長は、当該バス及び当該マイクロバスの維持管理費を負担しておらず、同窓会及び水球部顧問が支払った維持管理費の補填等も行っていない。

(ウ) 鍵の管理及び運行管理

当該バス及び当該マイクロバスは、各部活動顧問である教職員の責任と判断の下、運行管理されており、その鍵はいずれも職員室で保管されている。

(2) 部活動に使用する車両を駐車させる場合の取扱いについて

部活動における生徒の輸送のために使用される自家用車等（以下「輸送車両」という。）を県立学校の敷地に駐車させる場合の県立学校における通常の見取りについては、以下のとおりであった。

ア 部活動は、学校教育活動の一環とされており、輸送車両を県立学校の敷地に駐車させる場合、その駐車場所に係る県立学校の敷地の使用については、行政財産の目的外使用に当たらないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続をしておらず、使用料の徴収もしていない。

イ 学校長は、学校の管理運営や生徒の安全確保等に十分配慮したうえで、県立学校の敷地内の空きスペース及び駐車スペースに輸送車両の駐車を認めている。

(3) 関係法令等について

ア 地方自治法

行政財産については、地方自治法第 238 条第 4 項において、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいうと規定されている。

県立学校は、公の施設として設けられるものであり、これを構成する物的要素としての学校施設及びこれらの敷地は、同法第 238 条第 4 項にいう行政財産である。

また、行政財産の目的外使用については、同法第 238 条の 4 第 7 項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」

と規定されている。

イ 教育規則

教育財産の管理は、教育規則第 1 条に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号に規定する財産の取得、管理及び処分については、地方自治法その他法令等の定めるところによる。」と規定されていることから、教育財産の目的外使用に当たる場合には、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の目的外使用許可が必要となる。

ウ 高等学校学習指導要領

部活動は、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）総則第 6 款において、教育課程以外の学校教育活動として位置づけられており、学校教育活動の一環とされている。

2 判断

(1) 理由

ア 請求人は、当該学校敷地を当該バス及び当該マイクロバスの駐車場として常時使用することは、行政財産の目的外使用に当たり、行政財産の目的外使用許可を行った上で、使用料を徴収すべきであると主張する。

イ 上記 1 の (1) のとおり、当該バスについては、サッカー部の対外試合や大会出場時に生徒を輸送するために使用されており、当該マイクロバスについては、水球部の学校外のプールでの練習や県外遠征時に生徒を輸送するために使用されていることから、当該バス及び当該マイクロバスが、部活動のために使用されていることは明らかである。

ウ 上記イのとおり当該バス及び当該マイクロバスは、部活動における生徒の輸送のために使用されており、上記 1 の (3) のウからは、学校教育活動のために使用されていると認められる。

エ 上記ウのとおり、当該バス及び当該マイクロバスは、学校教育活動のために使用されており、請求人が主張するような行政財産の目的外使用には該当しないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続は必要とせず、使用料を徴収する必要もないと認められる。

オ 以上のことから、当該バス及び当該マイクロバスが駐車場所として、当該学校敷地を常時使用することは、行政財産の目的外使用に当たらないとした当該学校長の判断について、違法又は不当といえる事実は認められない。

カ よって、行政財産の目的外使用に当たらないことから、当該学校敷地に当該バス及び当該マイクロバスが駐車されていることに係る使用料が徴収されていないことについて、違法又は不当に徴収を怠る事実は認められない。

(2) 結語

したがって、本件請求には、理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。

第5 付言

監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回、請求人から本件請求が提出された主たる要因は、学校の直接的な管理に属さない当該バス及び当該マイクロバスが、特段の明示的な手続によることなく、恒常的に当該学校敷地に駐車されていたことによるものである。

今後、本件のように教育財産を恒常的に使用する場合には、それが行政財産の目的外使用に該当しないときであっても、学校長が文書で承認手続を行うなど、教育財産を適切に管理する必要がある。そのため、県教育委員会は、明確な基準や手続を定めるなど、統一的な運用が図られるよう取り組まれない。